

(第三種郵便物認可)



会員30名が参加

大阪・損保トータルプランナーの会

改正保険業法などでセミナー開く

大阪・損害保険トータルプランナーの会(大阪代協共催)は、7月23日午後2時50分から、大阪代協会議室においてセミナーを開催した。これに

は30名が参加した。セミナーに先立って、黒石光寿会長が挨拶に立ち、「来年5月29日の改正保険業法施行に伴う心の準備、態勢の準備が求められる中、代理店として改めて襟を正してお客様へのサービス提供に努めなければならない時代に突入しています。今日のセミナー内容をお客様への情報提供に役立てていただければと思います」と述べた。

セミナーは2部構成で行われ、第一部は、大阪代協の中野信雄常務理事が「改正保険業法施行(平成28年5月29日)に向けて」をテーマに、保険募集人として何を準備しておけばいいのだろうか?」をテーマに解説した。同氏は、規制の下に守られてきた保険募集環境が金融自由化後に大きく変化してきた大きな流れを説明。その後の消費者ニーズの変化に伴う募集形態の多様化に、保険業法が対応できなくなってきたことが今

とにより、その価値を高めることができるのではないかと述べた。第二部では、㈱フジ総合鑑定住江悠大阪事務所所長が「知らない損をする相続税還付のしくみ」について講演を行った。同氏は、相続案件を専門に取り扱う税理士が極めて少ないと述べた上で、それだけに相続税の申告、とりわけ不動産評価の誤りによる過大申告が多い実情を紹介。申告期限後5年以内であれば還付を受けることができると述べた。

回の保険業法改正の背景となっており、とりわけ一人ひとりの保険募集人のレベルアップおよび代理店経営の高度化が求められていると指摘。そして、新しい保険募集ルールの下では、まずは一社専属か比較推奨販売を行うのかの判断を迫られることになる。消費者の比較ニーズに対応しない、すなわち、比較推奨販売を行わない専属代理店であっても、保険に限らずお客様の様々なニーズに応える価値創型ビジネスモデル、スマールビジネスモデルを確立することが